

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）の傷病は、通勤災害によるものとして、不支給とした原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日の業務終了後、自己所有の原動機付き自転車（以下「原付バイク」という。）で通学先の定時制の〇高等学校に向かう途中、〇銀行〇支店に立ち寄りATMで現金を引き出した後に〇交差点を走行中、右折信号を出して停止していた対向車が急に右折し、同車を避けようと急ブレーキをかけたため転倒負傷した。請求人は通勤途中での災害により負傷したとして、監督署長に対し、療養給付及び休業給付の請求をしたところ、監督署長は通勤災害とは認められないとして支給しない旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

仕事を終わりいつも通る通勤ルートを原付バイクで走行中、〇交差点付近の経路上で事故に遭ったので、通勤災害である。いつもこの経路を使っているのが合理的な経路であり、監督署長が合理的な経路ではないとした判断は誤りである。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

#### ア 合理的な経路とはいえないこと

請求人は出金のために銀行に寄るまでに取った経路、銀行に寄った後に就学している。高等学校定時制課程に通学するために取った経路が通学しない場合においても通勤（退勤）経路であると主張するが、その距離は約1kmで、距離を優先し普通に取り取る経路の距離500mの倍であり、明らかに遠回りしているものといえる。

普通に考えれば直進する交差点を左折し、さらに次の交差点を直進し、遠回りとなる経路を取ることに交通状況を考慮したとしても合理的な理由を見出すことはできず、その経路を通勤のための合理的な経路とは認めることはできない。したがって、銀行に寄ったその後の経路上の災害発生地点は合理的な経路上にないと考えられる。

#### イ 請求人が災害にあったのは、逸脱中であること

請求人は業務終了後、出金のため銀行に寄り、就学している高等学校定時制課程に通学するため合理的な経路を逸脱中に被災したもので、通常考えられる合理的な経路上に復したとはいえない。

#### ウ ささいな行為とはいえないこと

請求人は出金のため銀行に寄り、就学している高等学校定時制課程に通学するという日常生活上必要な行為のために、合理的な経路を外れて学校に向かう途中で被災したものであり、ささいな行為には該当しない。

## エ 結論

以上のとおり、合理的な経路上での災害とは認められず、また、逸脱又は中断中の災害と認められることから通勤災害とは認められない。

### 4 審査官の判断

被災者が自宅と会社との交通手段として、自己所有の原付バイクを使用したことについては、合理的な方法であったと認められる。帰宅途中において、学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育を受ける行為、また、当日銀行に寄り現金を下ろした行為については、「日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のもの」に該当し、本件災害が通勤災害と認められるためには、銀行に寄り現金を下ろした後、合理的な経路に復した後の災害であると認められる必要がある。

通勤経路としての合理的な経路は必ずしも1つに限られるものではなく、距離のほか、道路事情等諸般の事情を考慮して合理的に考えるべきであり、複数の経路があるのは当然である。これを本件についてみると、出勤経路は南幹線を使用し、退勤経路は北街道を使用している。退勤経路の北街道を直進した場合は400m出勤経路より短い、著しく遠回りとならなければ合理的な経路と認められ、これはどちらも合理的な経路と認められる。次に、退勤途中の○交差点から北街道あるいは新北街道を通る経路はB地点まで500mあるいは600mであり、停車することなく原付バイクの法定速度（30km/h）で移動すると、所要時間は1分あるいは1分12秒である。請求人が通った経路は、距離1km、所要時間は2分12秒であり、請求人が旧北街道を通らない理由は、信号待ちで渋滞している場合が多く、バスも通っていてバスの間から人が出てきて危ない、また、新北街道を通らない理由は、片側2車線で車がスピードを出して走るの、原付バイクでは危険なためと述べている。

監督署長は請求人の通った経路が、普通に通る経路の距離500mの倍であり明らかに遠回りしていると述べているが、請求人が通らない理由は上記のとおり渋滞や危険である旨を述べており、500mと1kmの差は時間でいえば1分と2分の距離である。この距離を、著しく遠回りとなる経路とはいえず合理的な経路であると判断できる。

以上より、銀行に寄り現金を下ろした後、合理的な経路に復した後の災害であると認められる。

したがって、監督署長が請求人に対してなした療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分は妥当ではなくこれは取り消されるべきである。